

# 告示

## 埼玉県告示第千三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 都市計画の種類及び名称

行田市都市計画道路三・三・二号国道百二十五号行田バイパス、三・五・七号長野荒木線、三・五・十一号行田市駅通古墳群線及び三・五・十四号常盤通佐間線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・二号国道百二十五号行田バイパス）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

行田市大字谷郷字上谷の一部

（三・五・七号長野荒木線）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

行田市大字皿尾字駒形、大字谷郷字田中及び字南谷及び字明神前、谷郷一丁目、谷郷三丁目、栄町、桜町二丁目、大字長野字馬場裏及び字天沼及び字小見街道、大字荒木字前内手及び字宿ノ内及び字田町及び字相生の各一部

（三・五・十一号行田市駅通古墳群線）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

なし

（三・五・十四号常盤通佐間線）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

行田市谷郷三丁目、大字谷郷字明神前及び南谷の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで